



# 大和郡山市

概要版

# 地域防災計画

## ● 地域防災計画とは

大地震や洪水等の自然災害は突然やってきます。こうした災害による被害を最小限におさえ、地域に生活する全ての人の生命・身体・財産を守るために、自治体や防災関係機関が実施する平常時からの備えや災害発生時における対応等を定めたものが地域防災計画です。

大和郡山市地域防災計画は、大和郡山市域において起こりうる災害に対して、市、防災関係機関（消防、ライフライン事業者等）、企業・住民がそれぞれ果たさなければならない責務と役割を記述したもので、市の災害対策の基本計画となるものです。

詳しくは、市ホームページで閲覧が可能です。



## ● 本書の目的

大和郡山市は、これまで、地域防災計画の改定を重ねてきましたが、東日本大震災や近年の風水害の教訓を踏まえ、災害対策基本法が一部改正されたことや奈良県地域防災計画が改定されたことを反映し、平成26年度に計画の見直しを行いました。

本書は、大和郡山市地域防災計画のうち、特に新たに計画を見直した点や住民に周知する必要がある重要な事項を抜き出し、分かりやすく取りまとめたものです。

多くの皆様に、防災に関心を持っていただくとともに、今後の地域防災力の向上に役立てていただくことを目的に作成しています。



## ● 計画の構成

大和郡山市地域防災計画には、防災対策における基本方針をはじめ、市、奈良県、国、その他防災関係機関、住民、企業等の役割分担を示しており、次のような構成で作成されています。



本 編	第1部 総則	計画の目的や防災の基本方針、防災関係機関の実施責任、被害想定等について定めています。
	第2部 災害予防計画	災害に対して、平常時に行う事前の対策について定めています。
	第3部 災害応急対策計画	災害発生時の対応について定めています。
	第4部 災害復旧・復興計画	災害発生後の復旧や復興の取組について定めています。
	第5部 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画	南海トラフ巨大地震に対する取組について定めています。
	資料編	条例や基準、各種データ、様式等を記載しています。

# 第1部 総則



## ● 新たな計画内容

### ○奈良県広域消防組合の設立

平成26年4月1日に奈良県内37市町村の常備消防事務を共同で行うため、「奈良県広域消防組合」が設立されました。

したがって、これに伴う、消防組織の変更内容を計画に反映しました。



### ○南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し

東日本大震災を教訓に、国（内閣府）は南海トラフで発生する地震の被害想定を見直しました。

これまでの想定では、大和郡山市域は強いところでも震度5強程度の揺れとされていましたが、最大クラスの地震が陸に近い地域で発生したときは、震度6強の揺れになることが示されました。

こうした計画の前提条件の変更内容について見直しを行いました。

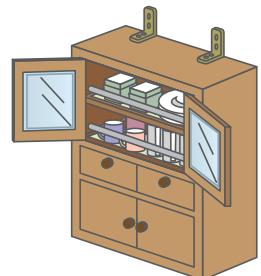
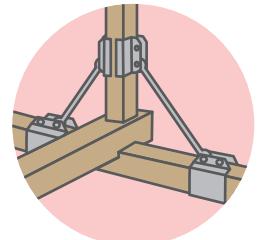
# 第2部 災害予防計画

## ● 主な計画内容

災害による被害拡大や社会生活の混乱を防ぐためには、事前に大規模な災害の発生を見据えた体制確立や施設、資機材等の基盤整備は特に重要です。

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、日頃から自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて、防災関係機関や住民の皆様と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

住民の皆様は、地域の自主防災活動に協力するとともに、災害から自分の生命・財産を守るために、自宅の耐震性を高め、家具の転倒防止等に努めましょう。



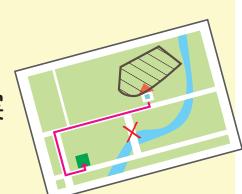
## ● 新たな計画内容

### ○地域防災力の向上

- ・防災教育や防災訓練の充実
- ・災害教訓の伝承
- ・食料等の備蓄の推進
- ・企業防災の促進

### ○法改正に伴う計画内容の変更

- ・避難所および緊急避難場所の指定
- ・建築物の耐震対策の促進や助成制度の充実
- ・土砂災害警戒区域に係る警戒避難対策
- ・規制除外車両の届出



### ○防災体制の整備

- ・広域応援体制の整備
- ・原子力災害時の広域避難受入れ
- ・ため池の防災・減災対策

### ○要配慮者の安全確保対策

- ・避難行動要支援者の避難支援計画の策定
- ・配慮者に対する地域的支援体制整備
- ・福祉避難所の整備
- ・多様な主体が参画する防災訓練の実施



### ○情報伝達手段の強化

- ・緊急速報メールの活用
- ・公共情報コモンズの導入検討

### ○帰宅困難者支援対策

- ・帰宅困難者対策の普及啓発等

# 第3部 災害応急対策計画

## ● 主な計画内容

### ① 応急活動体制

市は、災害が発生したときまたは発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出および安全確保と、災害時の活動に関する意思決定を迅速に行うため、勤務時間内外を問わず、全庁的な体制を速やかに確立します。

また、災害対策本部を設置した場合は、県や関係機関等との調整を行い、関係する職員は、定められた役割分担に基づく対策活動を実施します。

なお、災害が甚大で、市単独では災害対応が困難なときは、応援協定に基づき、民間団体や他市町村に対して応援・協力を要請します。また、必要に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼します。



### ② 情報の収集と伝達

市は、気象に関する特別警報・警報、地震に関する情報、災害情報、避難に関する情報等防災に関する重要な情報は、次の手段を複合的に活用し、住民の皆様に確実に伝達します。

- 広報車
- ラジオ、テレビ等の報道機関
- 緊急速報メール
- 自治会・消防団を通じた連絡



### ③ 避難の方法

市は、洪水、火災等により住民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、避難準備情報や避難勧告・指示等を行い、住民の皆様に安全な場所へ避難していただき災害から守ります。

また、被災者が安全に安心して過ごすことができる指定避難所を速やかに開設して、施設管理者や避難者との協力のもと、適切に管理運営します。



### ④ 被災地における生活救援活動

市は、災害に対する緊急対策が一段落した段階では、引き続き、被災者の皆様の保護と社会秩序の安定を図るために、次のような生活救援活動を実施します。

- 応急給水
- 食料・生活必需品の供給
- 交通輸送対策
- 防疫・保健衛生活動
- 支援が必要な方への配慮
- ボランティアの受け入れ
- 廃棄物処理
- 教育対策

また、市は被災された方に対して、必要に応じ、指定避難所において食料や毛布等の生活必需品を提供します。



### ⑤ その他二次災害の防止

上記のほか、災害発生後の降雨または余震等に備え、土木・農林施設等における応急危険度判定や危険物施設等における被害拡大防止措置等の二次災害防止対策を行います。

## 第4部 災害復旧・復興計画

### ● 主な計画内容

大規模な災害が発生した場合、被災された方が一刻でも早く自力で生活できるように、市は県および関係機関と連携し、災害弔慰金や被災者再建支援法に基づく支援金等の支給、災害援護資金の貸付け、租税の減免等の各種支援措置を行うことを計画しています。



また、地域が壊滅的な被害を受けた場合は、都市機能と住民生活の円滑かつ計画的な復旧・復興を図るため、市は県や関係機関と連携して災害復旧・復興体制を確立し、住民の皆様との合意形成を図りながら復旧・復興計画を策定することを計画しています。

## 第5部 広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画

### ● 新たな計画内容

平成25年11月の「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の一部改正に基づき、「東南海・南海地震」という表現が「南海トラフ地震」に改められました。

これを受け、本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、地域防災計画の中に、南海トラフ巨大地震対策の推進に関する計画を新たに位置づけました。

なお、南海トラフ巨大地震発生時は、津波等による被害により、近隣府県において大量の避難者が発生することから、市でも受入れるための体制整備を県と連携して進めること等を新たに計画しています。



## むすび



### ● メール配信システムを活用して災害情報等の入手に努めましょう

市では、携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、気象警報や避難勧告または不審者の情報等の防災・防犯情報等について、いち早く皆様が持つ携帯電話やパソコンにメールを配信するサービスを提供しています。

これを機会に、まだ登録されていない方は、右記のQRコードまたは登録用メールアドレス (<http://anzenykcity.yamatokoriyamacity.jp/cel>) から登録をお願いします。

ここを読み取って  
登録してください



### ● 今後に向けて

市は、改定した地域防災計画にしたがい、今後も人づくりや組織づくり等地域ぐるみの行動を実践し、地域住民一人一人の「防災に対する心構えと日ごろの準備」や「地域における助け合い」といった意識を高めて行きたいと考えています。

住民の皆様もこれを機会に「自分の命は自分で守る」ことを基本に、ご家庭や地域の防災対策を見直していただければ幸いです。

